

議第24号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(57)の項ヒを同項ワとし、同項ハの次に次のように加える。

- ヒ 法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項の規定による組織変更に関する報告書の提出の要求
- フ 法第100条の8第2項において準用する法第79条（第2号に係る部分を除く。）の規定による組織変更の認可
- へ 法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項の規定による認可および不認可の通知
- ホ 法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項の規定による認可に関する証明
- マ 法第100条の8第2項において準用する法第80条第5項において準用する同条第2項の規定による認可に関する証明
- ミ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項の規定による組織変更に関する報告書の提出の要求
- ム 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第79条（第2号に係る部分を除く。）の規定による組織変更の認可
- メ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項の規定による認可および不認可の通知
- モ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項の規定による認可に関する証明
- ヤ 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第5項において準用する同条第2項の規定による認可に関する証明
- ユ 法第100条の22第2項の規定による市町の長の同意の取得
- ヨ 法第100条の22第3項の規定による認可をした旨の通知
- ラ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項の規定による組織変更に関する報告書の提出の要求
- リ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第79条（第2号に係る部分を除く。）の規定による組織変更の認可

- ル 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項の規定による認可および不認可の通知
- レ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項の規定による認可に関する証明
- ロ 法第100条の24において読み替えて準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第5項において準用する同条第2項の規定による認可に関する証明

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表(57)の項に規定する事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては市町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、市町の長がした処分その他の行為または市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。